

平成28年第2回基山町議会（定例会）会議録（第5日）						
招集年月日	平成28年6月8日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成28年6月14日	13時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	閉会	平成28年6月14日	14時18分	議長	鳥飼勝美	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	松石健児	出	8番	河野保久	出
	2番	大久保由美子	出	9番	重松一徳	出
	3番	末次明	出	10番	大山勝代	出
	4番	栗野久明	出	11番	品川義則	出
	5番	久保山義明	出	12番	松石信男	出
	6番	牧菌綾子	出	13番	鳥飼勝美	出
	7番	木村照夫	出			
会議録署名議員		1番	松石健児	2番	大久保由美子	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 鶴田勝美		(係長) 久保山晃治		(書記) 高木英斗
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田一也	産業振興課長	土田竜一		
	副町長	酒井英良	まちづくり課長	阿部一博		
	教育長	大串和人	建設課長	古賀浩		
	総務企画課長	熊本弘樹	会計管理者	木村司		
	財政課長	城本好昭	教育学習課長	内山十郎		
	税務課長	平野裕志	こども課保育園長	高木久幸		
	住民生活課長	安永宏之	まちづくり課参事	毛利博司		
	健康福祉課長	中牟田文明	教育学習課図書館長	天本洋一		
こども課長	鶴田しのぶ					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- 日程第1 委員会の閉会中の継続審査の件（付託議案第27号）
- 日程第2 総務文教常任委員長報告（付託議案第29号、承認第4、5、7号）
- 日程第3 厚生産業常任委員長報告（付託議案第26、28、29、30、31号、承認第6、7号）
- 討論・採決
- 日程第4 議案第26号 基山町企業立地促進等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第28号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第6 同意第2号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度基山町一般会計補正予算（第8号））
- 日程第11 議案第29号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第30号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第31号 平成28年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 所管事務等の調査について（総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会、議会運営委員会）

～午後 1 時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

去る13日から休会中の本会議を開議します。

日程第 1 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（鳥飼勝美君）

日程第 1. 委員会の閉会中の継続審査（付託議案第27号）の件を議題とします。

厚生産業常任委員長から、審査中の事件について、会議規則第74条の規定により、お手元に配りました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

ここで、厚生産業常任委員長に申し出の理由について説明を求めます。河野厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（河野保久君）（登壇）

皆さんこんにちは。お疲れさまでございます。いよいよ本議会も最後の日を迎えました。充実した議会であったと思っております。

それでは、早速、閉会中の継続審査の申し出書についての委員会の説明をさせていただきます。

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。

事件としては、議案第27号 基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正についてでございます。

これを継続審査に至った理由は、以下のとおりでございます。

委員会といたしましても、本町の企業立地促進については、今後の企業誘致策としても特に重要な事項であり、慎重な審査を求められるところその意義についても異論のあるところではございません。ただし、当委員会としては、今後のことも考え、十分な審議をするには資料及び地元の意向、現地環境の調査等が必要であるという意見が大勢を占めましたので、継続審査という決定をいたしました。

以上、継続審査の理由説明といたします。

○議長（鳥飼勝美君）

説明が終わりました。継続審査申し出に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。厚生産業常任委員長からの申し出のとおり、第27号議案は閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、厚生産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第2 総務文教常任委員長報告、日程第3 厚生産業常任委員長報告

○議長（鳥飼勝美君）

日程第2．総務文教常任委員長報告、日程第3．厚生産業常任委員長報告を一括議題とします。

初めに、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。重松総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（重松一徳君）（登壇）

それでは、総務文教常任委員会の審査報告を行います。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度基山町一般会計補正予算（第8号））中歳入全般及び歳出所管分

議案第29号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第1号）中歳入全般及び歳出所管分

本委員会は、6月9日付付託されました上記の議案を審査の結果、承認第4号、承認第5号、承認第7号、議案第29号は原案を承認・可決すべきものと決定いたしましたから、会議規則第76条の規定により報告を行います。

なお、議案第29号に対する審査の経過は次のとおりです。

記

議案第29号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第1号）中歳入全般及び歳出所管分

第2表 継続費補正

継続費補正に関して、基山中学校大規模改造事業の総額2億6,716万8,000円（平成28年度1億8,764万6,000円、平成29年度7,952万2,000円）が補正で全額更正された理由と今後の対応についてたまたした。国庫補助の申請で採択されず交付されなくなり、事業ができないとの判断で継続費の更正を行い、平成29年度の交付に向けて全力を挙げて対応していきたいとのことだった。

また、国庫補助申請から交付内示までの手続についてたまたしたところ、平成29年度の国庫補助事業の申請については、平成28年6月に事業計画書の提出を行い、県で取りまとめをして11月に正式に国に申請を行う。平成29年2月以降事業計画書の査定が行われ、4月から5月以降に内示が示され、交付申請の手続に入るとのことだった。

当委員会としては、基山町の最重要課題である基山中学校大規模改造（老朽）事業を来年度国庫補助の交付が受けられ着工できるように、今回の件を教訓として、最善の策を講じるように要請した。

歳出

2款. 総務費 1項. 総務管理費 6目. 企画費 13節. 委託料

移住定住促進業務委託料1,800万円

移住体験リノベモデル住宅業務委託料1,400万円

住まいるプロジェクト事業として地方創生推進交付金1,600万円、町費1,600万円、合計3,200万円で、移住定住促進業務と移住体験リノベモデル住宅業務を委託で行うとの説明を受けた。

空き家を活用してどのように行うのかとたまたしたところ、大学と連携し、学生の設計コンペと地元業者による改修を行い、移住・定住希望者に移住体験を受けてもらうとのことだった。より多くの方に移住体験をしてもらうように2棟のリノベ（例えば、1棟は新婚夫婦型、1棟は子供がいる世帯型）としていきたいとのことだった。

移住定住促進業務委託の中の公告宣伝費1,230万円について内容をたまたしたところ、福岡都市圏でアクティブシニアや子育て・若者世代に基山町の魅力を発信していく広告をさまざまな媒体を利用して行うとのことだった。

当委員会としては、より宣伝の効果を上げるためにインターネット、スマホ等を活用することも要望した。

地方創生推進交付金が6月補正に事業を計上することが申請の前提になるとのことで減額される可能性があるとのことだった。

当委員会としては、定住促進のために必要な事業であり、地方創生推進交付金の全額交付決定と事業がより多くの成果を出すように事業内容を詳細に精査するように要望いたしました。

2款．総務費、1項．総務管理費、6目．企画費、19節．負担金補助及び交付金

子育て・若者世帯の住宅取得補助金1,500万円

子育て・若者世帯の住宅補助の限度額についてただしたところ、一律に1世帯当たり30万円、町外からの移住者は10万円加算、町内業者利用で10万円加算、合計50万円の補助との説明を受けた。

平成28年度は30世帯への交付を想定している根拠についてただしたところ、年に60から70件の建築許可申請が出されている。そのうち交付申請（中学生の子供がいる世帯、または申請者もしくは配偶者のいずれかが40歳未満の世帯）に該当する世帯が30世帯と想定しているとのことだった。

以上をもちまして総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

次に、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。河野厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（河野保久君）（登壇）

それでは、厚生産業常任委員会の審査報告をいたします。

議案第26号 基山町企業立地促進等に関する条例の一部改正について

議案第28号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度基山町一般会計補正予算（第8号））中歳出所管分

議案第29号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第1号）中歳出所管分

議案第30号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第31号 平成28年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）

本委員会は、6月9日付付託された上記の議案を審査の結果、議案第26、28、30、31号及び承認第6、7号は原案を可決、承認すべきもの、第29号議案は一部を別紙のとおり修正可決すべきものと決定したから、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、議案第26、29号に対する審査の経過は次のとおりですが、その前にまず修正案の説明をしたいと思いますので、別紙のほうをお開きください。

今回の修正案を提出する理由に至った経緯ですが、本事業について提出された資料は大まかな要綱のみであり、事業説明書もなく上程された事業でありました。不確定な部分が多い頑張る多子家族表彰事業に疑義が委員会として生じたため、訂正すべきとの意見が一致しましたので、訂正を決定いたしました。

本議案は、第1表の歳入歳出予算補正の一部を次のように変えるものでございます。

民生費の補正額66万8,000円を、56万8,000円に10万円減額。したがって、児童福祉費が796万円の総額となります。予備費に10万円を加えて、102万3,000円とし、財源調整を行うものでございます。

事項別明細を御説明いたしますと、民生費のところと予備費のところは10万円プラス・マイナスということでございます。事項別明細の第2項、児童福祉費の児童福祉総務費のうち、報償費の頑張る多子家族表彰費の10万円をゼロとし、児童福祉費の総額を4億6,548万9,000円とするものでございます。予備費を10万円プラスして、補正額102万3,000円、総額1,506万7,000円にするというものでございます。

それでは、続きまして、ほかの修正以外のところの審査報告を行いたいと思います。

議案第26号 基山町企業立地促進等に関する条例の一部改正について

条例改正の内容についてただしたところ、現行制度の対象業種拡大及び投資額要件を緩和し、新たに佐賀県企業立地促進特区の指定要件を満たす奨励措置を追加し、また、町内に本社を置く既存の中小企業等への設備投資に対する補助金を創設するとの説明を受けました。

等委員会としては、本条例改正の目的を達成できるよう制度改正内容を広く情報発信するとともに既存企業に対しても十分な周知を行うことを要望いたしました。

議案第29号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第1号）中付託分歳出所管分

歳出

3款2項1目、児童福祉総務費

「ようこそ井戸端会議へ！」プロジェクト業務委託料及びピカピカの1年生プロジェクト業務委託料に関連して、まず、子育て支援センターを設置すべきではないかとただしたところ、現在、妊婦から出産・子育てまでの相談等をワンストップで対応する大勢として、子育て世代包括支援センターの設置を検討しており、早急に設置すべきであるが、今の人員では若干人員不足の問題があるとの説明を受けました。当委員会としては、子育て世代包括支援センターの設置とともに、その適正な運営ができる人的配置を行うよう要望いたしました。

8款2項2目．道路新設改良費

白坂久保田2号線道路改良事業及び本桜・城の上線道路改良事業についてただしたところ、道路事業国庫補助金の大幅な減による事業の進捗がおくれるとの説明を受けました。

当委員会としては、2事業ともこれ以上の計画のおくれを出さぬよう国庫補助金の獲得に向けて最大限の努力をするよう強く要望いたしました。

以上で厚生産業常任委員会の報告を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で各常任委員長の審査報告が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

～午後1時49分 休憩～

～午後1時56分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、厚生産業常任委員長報告の修正案に対する質疑を行います。重松議員。

○9番（重松一徳君）

今回、3款2項1目8節．報償費の頑張る多子家族表彰費10万円が全額更正するというふうな修正案であります。私のほうから3点について、総務文教常任委員会に所属しておりますので、厚生産業常任委員会での質疑内容がわかりませんので、3点について質問させていただきます。

1点は、厚生産業常任委員会が出された主な意見、それに対する執行部の答弁について説明ください。

2点目は、頑張る多子家族表彰費は議案審議の中でも頑張る多子家族表彰要綱案は、細か

な運用について書いていないというふうな意見も出されておりました。議長のほうからは、不確定な内容の議案はきちっと確定してから議会に諮るべきではないのかというのも、これは議案審議の中でもそういう意見等も出されたわけです。厚生産業常任委員会の審査の中で執行部のほうからこれについて何か答弁があったら教えてください。

3点目は、採決で補正予算を修正するに当たり、原案賛成というふうな立場で修正案に反対意見があったら、その内容についても教えてください。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

河野厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（河野保久君）（登壇）

それでは、重松議員の御質問に対してお答えいたします。

まず、質問の内容を確認させていただきたいんですが、厚生産業常任委員会が出された質問、それに対する回答、2番目が、いろいろ経過はありますが、不確定な議案はきちっと確定してから議会に諮るべきかというような内容についての委員会の中での答弁はなかったかという点、それと、原案賛成の少数意見はどういうような趣旨の原案内容の修正意見であったかという質問ということで解釈していますので、その件について、一部かぶるところもありますし、順不同になるところもあるので、その点は御容赦いただいて、審査の内容を思い浮かべつつ、できる範囲で御報告したいと思います。

まず、多かったのは、この要綱を見て、例えば、不確定要素が非常に多いんでこういう場合だったら、多子世帯に表彰するといっていますね、10万円。それが5万円、5万円だったら、5人、5人が、例えば、ことしは統計上8人であれだけ、次の年に仮に申告して5人、5人の人が同数だったらどうするんですか、そういうときの運用はどうするんですかとか、それから、意見として要綱について出た特徴的なもう1つの意見としては、僕の記憶する範囲では、例えば、あの要綱を見る限りでは、5子世帯以上にはみんな出るような形の読み方にもとれますよね。要は、5子世帯、何でもみんなに出ないんですか、そういう考え方はとれないんですかというような意見も出ました。それに対して執行部のほうは、今後、要綱、それから規則、そういうところで考えていきますよというような回答でございました。

それから、もう1つ、こういうことではなくて、例えば、これはいわゆる褒賞ということでありますので、例えば、何ていうんですか、いろんな応援金を出してあげるというか、減

免措置を図るとか、住民税等の減免措置を図るとか、そういう多子世帯に全員に行き渡るようなサービスにはならないのかと、そういうことを検討されましたかという質問が出たと思います。それについては、今回については検討していませんと、あくまでもこれは福祉政策ではなくて、子育て支援の一つのシンボリックな役割を持ったものですので、しておりませんと。しかも、そういうふうに多岐にわたると予算的な問題もありますしというような御答弁がございました。

それから、この事業を導入したのはなぜというか、考えて今回提案されたのはなぜなのかというところの問いに対しては、今回、皆さん御承知のとおり、意見交換会がございまして、その中である区のほうから多子世帯の方を応援して、頑張っているのを表彰するというふうなことも考えたかどうかというふうなことの見解を受けて、やはり町の執行部としては、何とかしてあげたいという思いも強く、踏み切ったということでございます。

ただ、その中で、提案者のほうだけでは表彰だけでもよいですよというような提案もあったというような話も出ました。それについて、執行部側からそれではちょっとインパクトもないし、先ほど申しましたとおり、これは子育て支援のシンボルとしてあるので、インパクトが弱いから10万円という報償金をつけましたというような回答でございました。

それから、議長からの発言について特に格段の回答があったとは僕は判断しておりませんが、ただ、町の現在の状況を鑑みて、何とかしなければという思いは強いんだと、その辺を十分理解して御承認願えないかというような意味の発言があったように私は記憶しております。

最後に、少数意見のところですが、これについては、街の子育て支援に対する賛成の熱意が感じられるので、一部修正してでも今回実施すべきではないかという意見でございました。くれぐれも御理解いただきたいのは、委員会として子育て支援の基本的な考え方について決して否定するものではないし、むしろ前向きに捉えていくべきではないかと捉えている点は御理解いただきたいと思います。その上でやはり一つ一つの事業は、やはり皆さんが納得の上で、住民が周知の上で、ある程度の公平性も保って行われるべきということでの提案の修正提案であるということを御理解いただいて、御質問のお答えといたします。

以上です。（「少数意見」と呼ぶ者あり）少数意見は最後の、いわゆる町の子育て支援に対する熱い思いというのは伝わってくるあれですので、一部訂正してでも今回通すべきではないかという、賛成ですという意見でございました。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、議案第29号の修正案に対する質疑を終結します。

次に、討論、採決を行います。

日程第4 議案第26号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4．議案第26号 基山町企業立地促進等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第26号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立です。よって、議案第26号は可決されました。

日程第5 議案第28号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第5．議案第28号 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第28号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり

決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第28号は可決されました。

日程第6 同意第2号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第6. 同意第2号 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてに対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

これより同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。同意第2号は原案に同意することに決定しました。

日程第7 承認第4号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第7. 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

承認第4号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は承認です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、承認第4号は承認と決しました。

日程第8 承認第5号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第8. 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

承認第5号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長報告は承認です。本案を総務文教常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、承認第5号は承認と決しました。

日程第9 承認第6号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第9. 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

承認第6号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は承認です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

賛成多数と認めます。よって、承認第6号は承認と決しました。

日程第10 承認第7号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第10. 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度基山町一般会

計補正予算（第8号））に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

承認第7号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長及び厚生産業常任委員長の報告は承認です。本案を総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、承認第7号は承認と決しました。

日程第11 議案第29号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第11. 議案第29号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案第29号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第1号）の修正案に対する討論を行います。久保山議員。

○5番（久保山義明君）（登壇）

お疲れさまです。修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

ある意味、修正案に賛成せざるを得ないと言ったほうがいいかもしれませんが、その理由として3つ挙げさせていただきます。

まず、議案審議の際の質問に対し、1世帯のみが褒賞金を手にし、多子世帯は表彰のみ、しかも、一度受賞した世帯については、その一度きりという答弁がありました。これは委員会でもさまざまな議論があったと思いますけれども、つまり、最多子世帯というのは毎年変化する可能性がある中で、例えば、7人の子供の世帯のときもあれば、6人の子供が最多子となることも想定される中で、余りにも、やはり不公平感を感じてしまいます。

また、褒賞金の予算10万円という根拠、これも委員会でも恐らく明らかになっていないのではないかと思います。10万円というのは、町民栄誉賞と同額の金額であります。なぜ10万円という金額になったのか不明のままです。

次に、この事業の予算の財政査定の際も、また、庁内会議の際も、なぜ異論が各課長から出なかったのかということでもあります。つまり、議案審議のわずか1日前に要綱を提出され

て手にした議員でさえも、この事業に対して多くの疑義が出されました。もし、各課長から異論や要綱の整備や運用のあり方などに対して多くの疑義が出されても、なお町長の独断でもしこの予算を押し通してしまわれたのであれば、それこそ大きな問題であると思っています。説明責任のつかない予算を通すことはできないという当たり前の判断だと思っています。

最後に、それでもこの事業自体、町長の政策予算であります。では、なぜ委員会に対して予算の一時凍結を求め、要綱をもう一度見直し、議会に納得していただいた時点で予算の執行を行うことができなかつたのか。これは委員会に町長が出席されたとお聞きしています。その際にきちんと丁寧に説明できていれば、可能だったのではないかと推察されます。つまり、この議会に対する配慮、言動、議決権の重さなどを軽んじられた結果が今回の修正予算につながったと考えざるを得ません。全体的な数字からすれば、わずか10万円という金額かもしれませぬ。しかし、この修正案にはこれからの町行政の執行権、予算調整権に対して、そして、議決権に対して多くの問題が詰まった議案だったのではないかと考えます。

議員各位におかれましては、今後の町行政のあり方について、執行部の再考を促す上でも、この修正案に賛成していただきますようお願いして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、修正案に対する討論を終わります。

議案第29号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第1号）の原案に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、原案に対する討論を終わります。

議案第29号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員会から提出された修正案について採決します。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

賛成多数と認めます。よって、議案第29号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第1号）の修正案は可決されました。

次に、議案第29号のうち修正可決した部分を除く原案について採決します。原案に対する総務文教常任委員長報告は可決、厚生産業常任委員長報告は修正可決です。修正可決した部分を除く原案について、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第29号 平成28年度基山町一般会計補正予算（第1号）の修正可決した部分を除く原案は可決されました。

日程第12 議案第30号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第12. 議案第30号 平成28年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終わります。

議案第30号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第30号は可決されました。

日程第13 議案第31号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第13. 議案第31号 平成28年度基山町下水道事業会計補正予算（第1号）に対する討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第31号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案は厚生産業常任委員長報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥飼勝美君）

全員起立と認めます。よって、議案第31号は可決されました。

日程第14 所管事務等の調査について

○議長（鳥飼勝美君）

日程第14. 所管事務等の調査についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員長、厚生産業常任委員長及び議会運営委員長より提出された別紙所管事務調査事項記載どおり、会議規則第72条の規定により、本件を承認と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

以上をもちまして、平成28年第2回定例会を閉会します。

～午後2時18分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 鳥 飼 勝 美

基山町議会議員 松 石 健 児

基山町議会議員 大久保 由美子